要望書（回答）

1.公園・緑地、街路樹等の関係予算の確保・拡大について

(1) 公園・緑地の施設等更新や長寿命化等に係る予算の確保・拡大について

公園・緑地では、子供から高齢者、健常者だけではなく、障がい者であっても全世代の誰もが子育て、健康運動、自然体験、レクリエーション活動等が行える環境つくりが、求められております。

このため、公園・緑地のバリアフリー対策や、効率的・効果な更新、適切な維持管理及び長寿命化の対応が重要となっています。

つきましては、公園施設の安全・安心な利用環境の確保と将来世代への健全な公共施設ストックの継承を図るため、公園長寿命化等に係る予算の確保・拡大を行っていただきたい。

【回答】（都市建設部緑地公園課　担当）

公園施設の更新につきましては、苫小牧市公園施設長寿命化計画に基づき、限られた財源の中で優先度を見極めながら、施設の点検や修繕・更新を計画的かつ効率的に進めております。

また、公園整備ではバリアフリー化を図るなど、誰もが安心して利用できる環境づくりに取り組んでおります。

今後とも、国の交付金等の財源を活用しながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

(2) 公園・道路緑化に対する維持管理に係る予算の継続な確保・拡大について

公園や道路の緑化は、良好な景観の形成に加え、暑熱緩和、交通安全の確保、歩行環境の向上、防災性の確保、地域のにぎわい創出など多面的な機能を担っています。

一方で、樹木の大木化や老化、雑草繁茂、根上がりによる維持管理作業費の上昇等から、従来どおりの予算水準では、適切な管理の継続が難しいと考えます。

このため、公園や道路の緑化が持つ公益機能を、将来にわたり安定に発揮できるように、維持管理することが重要です。

つきましては、費用の効率的で効果的な面から大木にならない樹木の更新や植樹帯の空きスペースへの補植を進めるため、公園・道路の緑化に対する維持管理予算の継続的確保・拡大を行っていただきたい。

【回答】（都市建設部緑地公園課　担当）

樹木につきましては、苫小牧市樹木維持管理方針に基づき、危険性や市民生活への影響が大きい箇所を優先に、交差点や信号機、標識、街灯の周辺における支障木の剪定や撤去を進めているほか、植栽場所の状況や将来の成長などを考慮した樹種により植え替えや補植を行っております。

今後も、事業の緊急性や公益性等を踏まえながら、公園・道路の緑化の維持管理に必要な予算の確保に努めてまいります。

2. 造園・緑化工事等の品質の確保・向上等について

(1) 造園専門工事業者への発注の拡大ついて

造園工事は、建設業法により建設工事の内容が位置付けられており、整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等による庭園、公園、緑地等の園地築造、道路、建築物の屋上を緑化し、または植生を復元する工事となっており、生き物である樹木を扱い、修景の価値を高める豊富な経験と専門な技術力を要する工事です。

つきましては、専門を活かした、質の高い施工を確かなものとするため、造園専門工事業者への発注を行っていただきたい。

【回答】（都市建設部緑地公園課　担当）

工事発注につきましては、工事の規模、内容及び専門性を踏まえ、関係法令や契約制度に基づき、競争性・公平性に配慮しながら、適切な発注方法に努めております。

造園の専門性が特に求められる工事につきましては、実績や技術者の配置及び施工体制等を確認し、品質確保につながる発注条件の設定に努めてまいります。

(2) 適正価格「適正な諸経費の設定」について

造園建設業においては、労務費の上昇、週休 2 日制の実施、猛暑対策を含む安全衛生対策の強化、法定福利費の増加等により、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費負担が増大しております。

その一方で、苫小牧市都市建設部発注の草刈等維持管理業務において、現在適用されている経費率は、最新の実態や北海道建設部土木工事積算基準等と比較して十分とは言えず、適切な管理業務や担い手の確保に支障を来すと考えられます。

つきましては、北海道建設部土木工事積算基準等を踏まえ段階的に、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費率について見直しを行っていただきたい。

【回答】（都市建設部緑地公園課　担当）

草刈等維持管理業務における諸経費につきましては、労務費の上昇や週休２日制への対応、安全衛生対策の強化、法定福利費の増加などにより、事業者の負担が増加しているものと認識しております。

現在、北海道建設部土木工事積算基準の諸経費の一部を低減しておりますが、昨今の社会情勢や現場実態等を踏まえ、今後の業務の在り方を含めて、組合と協議してまいります。

(3) 適正な工期確保と施工時期の平準化について

造園等建設業界においては、担い手不足への対応、生産性向上、働き方改革の推進が強く求められております。

こうした中で、品質を確保し、安全に施工するためには、現場条件や施工条件を踏まえた適正な工期の確保と、年間を通じた施工期間の平準化が必要です。

つきましては、技術者・技能者の労働環境の改善、継続的労働者確保のため、適正な工期確保と施工期間の平準化、冬期間の工事・業務等の確保・拡大を行っていただきたい。

【回答】（都市建設部緑地公園課　担当）

工事等発注につきましては、現場条件や降雪等の気象条件を踏まえた工期設定に努めるとともに、週休２日対象工事の拡大を進めております。

今後も、事業の進捗状況や予算の執行状況等を踏まえ、施工条件や安全性を十分に考慮しながら、できる限り可能な範囲で冬期間を含む計画的な発注に努めてまいります。

(4) 「造園能士」「造園施工管理技士」の活用について

造園専門工事業者は、国家資格である「造園技能士」や「造園施工管理技士」の育成に注力するなど、プロとしての更なる技術・技能の向上に努めております。

つきましては、公園・緑化に係る工事、維持管理業務等の発注において、当該有資格者の配置を入札資格要件にするなど、有資格者の積極的な活用を行っていただきたい。

【回答】（都市建設部緑地公園課　担当）

造園技能士などの有資格者につきましては、工事・業務の内容や規模、必要な技術力等を踏まえ、入札資格要件に有資格者の配置を設定してまいります。

3. 苫小牧市緑の基本計画の着実な推進について

都市の緑は、環境負荷を和らげ、生態系の基礎、コミュニティと防災、景観など多くの役割があり、ますます重要になっています。

苫小牧市においては、「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地や街路樹の整備、緑化の推進などに取り組まれていることに敬意を表します。

一方、身近な公園の老化や樹林地の減少、民有地の緑の減少など、多くの課題も残されており、市民が安全で快適に暮らせるまちを将来に引き継ぐためには、同計画に掲げた施策を、より一層強力に進めていくことが必要と考えます。

つきましては、市民ニーズに応えるためにも、「緑の基本計画」に基づく取り組みを一層推進されるよう強く要望いたします。

【回答】（都市建設部緑地公園課　担当）

本市では、苫小牧市緑の基本計画に基づき、公園・緑地の整備、街路樹等の適正な維持管理及び市民協働による緑化活動を進めております。

また、計画を着実に推進するため、公園ごとの役割や機能を見直す、「苫小牧市都市公園機能再編計画」策定にも取り組んでおります。

公園施設や樹木の老朽化、維持管理費の増加及び担い手不足などの課題を踏まえ、今後も事業の優先順位を明確にし、限られた財源を効果的に活用しながら、計画に掲げる取組を進めてまいります。

4. 指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

これまでの指定管理者制度においては、指定期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減につきましては、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとなっており、指定管理費の積算に反映されておりません。

しかし、最低賃金は毎年のように上昇しており、特に和7年度は6、44％で大きく上昇したことから、指定管理施設で働く職員の適正な賃金水準への対応が難しくなっております。

つきましては、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、指定管理費を変更する仕組み「賃金スライド制度」の導入を実施していただきたい。

【回答】（財政部行財政改革推進室　担当）

本市の指定管理者制度における指定更新時の基準管理費については、直近の物価や最低賃金の改定を反映した賃金水準等を踏まえて積算を行っているところですが、近年の人件費の高騰は、指定管理者による公共施設の運営に少なからず影響を及ぼしているものと認識しており、指定管理者との意見交換会や実地調査により、運営実態や課題の把握に努めているところです。

ご要望の件につきましては、賃金スライド制度として、来年度からの適用に向けた準備を進め、指定管理施設における安定的な管理運営及び適切な賃金水準の確保につなげてまいりたいと考えております。

5. 市内河川の整備促進・維持管理について

市内には、北海道所管の２級河川、苫小牧市所管の「準用・普通」河川があり、豪雨に対する市民生活の安全を確保するため、毎年、河川改修事業を進め、草刈り伐採、浚渫等の維持管理が行われています。

しかし、市民が住んでいる周辺部分の河川敷地において、雑草や樹木の繁茂が善しい箇所が依然として見受けられ、増水時の流水の正常な機能の低下や、河川周辺の安全性の低下が懸念され、また、河川敷が野生鳥獣の通り道として、特に近年、危険動物のヒグマ発見やエゾシカをヒグマと見間違えるなどの野生動物に対する市民の不安が増しています。

つきましては、住民の安全確保の観点から、河川沿いや河道内の草木の刈取り及び伐採を行っていただきたい。

【回答】（都市建設部維持課　担当）

本市が管理する主要河川において市街地につきまして今年度は、治水上および近年の野生鳥獣への対応を考慮し、おおむね９月初旬に草刈りを完了しております。

また、定期的な河川パトロールや、市民の皆様からの情報提供に基づき、緊急性の高い箇所等につきましては、必要に応じて適宜、追加の草刈りや伐木を行っているところです。

今後につきましても、市民の皆様の安全・安心な暮らしのニーズに合わせ、効率的な草刈り等維持管理を行うため、適切な場所の選定や作業時期を見極めてまいります。

なお、北海道が管理する「２級河川」の区域につきましても、草刈りや樹木の伐採などの維持管理について、引き続き河川管理者である北海道に要望してまいります。